

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2016. 3.10発行〈通巻第464号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 4件目の和解が成立
アスベスト被害国賠訴訟 2
- 集会のお知らせ 被ばく労働を考える 5
- 石綿肺がん労災訴訟
大阪高裁で逆転認定 6
- 伐木作業の安全対策で初めてのガイドライン 10
- それぞれのアスベスト禍 その59 古川和子 13
- 韓国からのニュース 16

2月の新聞記事から/19

表紙/石綿肺がん訴訟で勝訴 大阪高裁(本文6頁)

'16 **3**

4 件目の和解が成立

アスベスト被害国賠訴訟

原告も、「勝った」という感覚を強く抱いたと思う。冒頭意見陳述だけで終わらず、二度の陳述書提出を経てようやく訴訟が終結した。

2016年2月23日、万年スレートの煙突製造工程に従事して石綿肺がんで亡くなった元従業員の事件が、昨年6月の提訴から8か月を経てようやく和解に至った。被災者の子である原告の不安は言わずもがなであるが、支援団体としても、第1陣、第2陣が比較的スムーズに和解が成立してきただけに、和解の対象ではないという結論もありうるのかと戦慄を覚えた。そうなれば、国賠対象者やご家族に対して、「絶対和解が成立するから」と安請け合いするわけにはいかなくなってくる。

今回のケースは、単に「工場で働いたことで労災が認められているから」という理由では国側も簡単に和解には応じないということを示す例となった。

そこで、まずは事件の経緯を、国側の求釈明を中心にとどめてみる。

粉じん舞う建屋内

万年スレートはアスベストスレート等を製造する工場であった。万年スレート株式会社の工場建屋には、石綿スレートの製造

ラインや煙突の製造ラインが混在していた。そして、各製造ラインには、石綿原料をかくはん機に入れる作業や石綿シートを切断する作業があり、工場建屋内全体に石綿粉じんが充満していた。被災者が従事していた作業は、石綿シートを巻き付けた鉄パイプをローラー上を転がして乾燥させる工程で、転がす際の摩擦等により乾燥した石綿粉じんが発生し、舞い上がっていた。

この作業環境と局所排気装置が設置されていなかったこと、マスクをしていなかったことから被災者は石綿肺がんに罹患したのであり、同疾病は労災として認められている。提訴するに十分な根拠になっていると思っていた。

答弁書と国側求釈明

国の答弁書には、まず泉南2陣最高裁判決が引用される。石綿工場の労働者との関係において、粉じんの発散源となる機械に局所排気装置を設置することが最も有効な方策であり、局所排気装置を設置することによって石綿工場の労働者が石綿の粉じんにはく露することを相当程度防ぐことができたとして、昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間、罰則をもって局所排気装置の設置を義務付けなかった

ことが違法であると確認する。この上で、飽くまでも局所排気装置を設置すべき石綿工場において、装置が設置されていれば石綿粉じんばく露を相当程度防ぐことが出来た場合のみ和解に応じる姿勢を示した。

そのため、国は原告の亡父の作業実態について以下の釈明を求めた。

- ①万年スレートにおける煙突の製造工程の詳細と工場内における作業場所
- ②原告の亡父が従事した作業に関し、①のうちのどの工程か。また、具体的にどのような作業内容であったか。
- ③亡父がばく露した石綿粉じんは、ロールを転がす作業で発生した粉じんか、あるいは本件作業以外の製造工程において発生した粉じんであるのか。

本件では、原告が亡父同様万年スレートで就労していたという点から、国は原告自身による陳述書という形で立証するよう求めた。また、この求釈明から時をおかずに工場内の見取り図と作業工程略図（次頁図1・2）を用意し、図中のどこから石綿粉じんが発生するのか示せるようにしている。これらの図は、万年スレートの他の被害者が労災請求時等に作成したものだと考えられるが、被害状況に限らず石綿ばく露環境に関する情報も国に集積されていることを示していると言える。このような情報があるのであれば、訴訟において原告に負担を強いることなく、むしろ被害者救済に役立ててもらいたいということは、以前にも記したとおりである。

再度求められる釈明

さて、国の提示した工場見取り図等から、どこが石綿粉じん発生源であるか示して回答したものの、12月25日には釈明の補充が求められる。すなわち、粉じん発生源として示した各所からの粉じんが常に充満しているような環境であれば、作業工程に局所排気装置があったところで粉じんばく露を相当程度防ぐことができないこともあり、その場合は国の違法による被害者として認められないというのである。先の陳述書では、原告の亡父の作業工程以外に、石綿粉じん発生ポイントを4点提示したが、国はそれぞれについて反論を試みている。例としてあげると、原告の亡父が従事していた、石綿シートを巻き付けた鉄パイプをロール上で転がす作業について、「原告は、亡父に係る労災保険法に基づく特別遺族一時金請求の手続きにおいて、同人が石綿粉じんにばく露した際の状況を述べた際に、パイプの乾燥工程において石綿粉じんが発生したことは何ら述べていない。さらに、原告の陳述書では、『はず』という推測を意味する表現を用いており、原告は実際に同工程における石綿粉じん発生の状況を見たものではないと考えられる」と非常に手厳しい。ここまで言われると、数十年前の記憶を辿って再度陳述しようにも委縮して何も言えなくなってしまうのではないだろうか。

原告は国の無理解を嘆いていたものの、実際には補充が求められた点は1点だけ

であった。それは被災者の作業工程におけるばく露ではなく、原料である石綿を攪拌する工程に着目し、ここから亡父の作業工程までどのように石綿粉じんが流入していくのか陳述書で明らかにせよ、というものであった。さらに簡略な留意点まで指定してくるため、原告ももう一度、最後の陳述書作りに臨んだ。

和解の成立

このようにしてようやく和解にまでたどり着いたのだが、冒頭で述べたように戦い

切ったという感覚は原告にとってとても強い。記憶を頼りに陳述書を作成したものの、よく覚えていることについては国の関心が示されず、記憶があいまいな点を付けてくるのであれば、嫌がらせを受けているような気になっても仕方がない。

今回は、局所排気装置が設置されていれば、石綿ばく露を相当程度防ぐことができたという点が訴訟の出発点であることを再確認する機会であった。今後もどのようなイレギュラーが発生するか分からないが、各センターや患者と家族の会と情報を共有していきたい。

原発労働を考える — 被ばく防止協定の取り組みを振り返って

日時 4月21日(木曜日) 18時より

場所 エル・おおさか研修室2(地下鉄谷町線、京阪電鉄「天満橋」駅下車)

主催 関西労働者安全センター

日本で原子力発電所が建設されだした1970年代以降、たくさんの労働者が、新たに放射線業務に携わることとなった。原子力発電所という大型プラントには様々な機械や装置が使用されていることから、電力会社や原子炉メーカーの労働者だけではなく、様々な事業所の労働者が関わることとなったのである。たとえばある精密機械を原子力発電所の一次系配管周辺に設置したとすると、そのメンテナンス作業は、精密機械メーカーの労働者が出張して行うことになり、放射線被ばく作業を余儀なくされるわけだ。

もともと製品の性質上、放射線作業を想定していなかったメーカーは、新たな対応を求められた。何より出張を命じられる労働者にとっては、五感で感じることのできない放射線被ばくという不気味な作業環境が大きな脅威となった。

当時、原発に製品を納める関連産業の労働組合が多く加盟していた全国金属労働組合では、この問題について議論が交わされることになり、やがて専門家の協力も得ながら放射線被ばく防止のための労使協定を締結する取り組みへと発展することになる。その取り組みの一端が、1982年に発行された「原発で働けといわれて」という冊子に記録されている。

福島第一原発事故から5年が経過した。これから数十年かかるとされる廃炉作業で、何より危惧されているのは、作業者の放射線被ばくである。どのように被ばく線量を低減させるのか、労働組合の取り組みはどのようにあるべきなのか、いま、30年以上前の取り組みの教訓を振り返り、あらためて原発労働被ばくを考えてみよう。

原発で働けといわれて

原発出張×線量計……一切の放射線被ばくを告発する！
労働者被ばくの最前線における金属労働者の抵抗闘争！



全金大阪地本安全対策部
原発被ばく労働をなくす会

石綿肺がん労災訴訟 大阪高裁で逆転認定

「主文、原判決を取り消す。」、1月28日午後1時10分、満席の大阪高裁73号法廷に判決文を読み上げる声が響いた。アスベストが原因で肺がんを発症したとして労災申請を行ったが、労働基準監督署が労災と認めなかったため、労災不支給処分を取り消しを求め争っていた丸本訴訟の判決が、大阪高裁で言い渡された。石井寛明裁判長は、請求を棄却した一審・神戸地裁判決を取り消し、労災と認める判断を行った。

◇訴訟の概要

川崎重工神戸工場において24年間に渡り造船作業に従事してきた丸本佐開さん(享年66歳)は、2003年3月に肺がんで亡くなりました。ご遺族は、生前に本人さんから聞いた作業状況から、死亡の原因は石綿ではないかと考え、2005年11月に神戸東労働基準監督署に遺族補償年金の支給を請求しました。しかし神戸東署は、石綿肺がんの医学的認定要件とされる胸膜プラークが画像上で認められないため、労災ではないと判断したのでした。

そのため2008年10月、ご遺族は神戸東署の不支給処分の取り消しを求め神戸地裁へ提訴しました。しかし、5年の審理を

経て、2013年11月に原告敗訴の判断が言い渡されたのでした。判決では、「胸膜プラークが存在する高度の蓋然性を基礎付ける事情が認められるなど上記(認定)基準を満たす場合に準ずる評価をすることができる場合には、胸膜プラークが胸部X線写真又は胸部CT画像上認められないことをもって直ちに業務起因性を否定するべきではない」との見解を示したうえで、丸本さんの場合は高度の蓋然性が認められないと判断したのでした。

◇控訴審での審理

控訴審においては、「胸膜プラークが存在する高度の蓋然性」をいかに立証するかが焦点となりました。そこで、丸本さんの同僚に石綿被害が多数発生していることを証明するため、国が保有する川崎重工神戸工場における全ての石綿労災認定事例の復命書と、石綿健康管理手帳交付者の就労期間や場所・業務内容について開示を求めました。国側は開示に関して固辞しましたが、裁判所の判断により川崎重工神戸工場における石綿被害の現状が明らかとなったのでした。その内容は、同工場においては、実に61名が石綿関連疾患で労災認定(時効

救済を含む)を受け、胸膜プラークを有する石綿健康管理手帳の所持者は270名以上いるという事実です。

開示された情報を精査することで、丸本さんと同じ仕事を行い労災認定された事例や、丸本さんと同じ作業を行っていた従業員の中に胸膜プラークがある者が沢山いることを主張しました。さらに、元同僚の陳述書を提出し、丸本さんが肺がんを引き起こす程の石綿ばく露を受けたことを立証してきました。

◇判決内容

控訴審判決の主文は、「1. 原判決を取り消す。2. 神戸東労働基準監督署長が控訴人に対して平成18年3月20日付でした労働者災害補償保険法による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消す。3. 訴訟費用は、第1, 2審を通じて被控訴人の負担とする。」という内容です。

判決では、胸膜プラークについて、「石綿ばく露を受けた者の全例に生ずる感受性の高い指標ではない」「当該被災者が10

年ばく露要件を満たしており、かつ、相当量の石綿ばく露があったことが証拠上認められるにもかかわらず、胸膜プラークが画像所見上検出されないからといって直ちに業務起因性を否定することは相当ではない」との見解が示されました。しかし慎重に、「石綿ばく露作業に従事した期間のみを指標として2倍ばく露の有無を判断することは適当でない」としたうえで、医学的要件を満たさなくても「石綿ばく露の具体的状況を検討し、その結果として平成18年認定基準を満たす場合に準ずる評価をすることができるかどうかを検討する」としました。

そして、1審・2審において胸膜プラークの有無に関して意見を述べて医師それぞれの見解を引用しながら、「胸膜プラークが存在していたと認めることはできない」と結論付けました。しかしながら医師の意見も分かれており、「各部位に胸膜プラークが存在する相当程度の可能性があることまで否定することはできない」と判断しました。

そのうえで、被災者と同時期に神戸工場で働いていた他の従業員の石綿ばく露状況を検討しています。被災者と同種の作業員20名以上にプラークが有り、直接石綿を取り扱っていない周辺業務の作業員13名にもプラークが有り、被災者と同じ船殻課に在籍し労災認定を受けた者が4名有り、しかも工場内で看護



記者会見する丸本津枝美さん(中央)と弁護団

師として勤務し悪性胸膜中皮腫を発症した事例にも触れながら、「(被災者) がうけた石綿ばく露は、(被災者の) 肺内に胸膜プラークを形成するに十分な程度に至っていたものと認めるのが相当である。」と判断したのでした。

◇石綿肺がんの救済状況

石綿による肺がんの認定基準（2006年2月基準）は、次の①から④のいずれかに該当する場合は業務上となっていました。

①石綿肺、②胸膜プラーク＋石綿曝露作業10年以上、③石綿小体又は石綿繊維＋石綿曝露作業10年以上、④10年未満であっても胸膜プラーク又は一定量以上の石綿小体が認められるものは本省協議。

世界の医学界においては、「石綿肺がんは中皮腫の2倍」とのコンセンサスが確立しています。しかし、日本では労災として認められている人数は中皮腫より少ないという傾向が続いています。

	中皮腫 労災認定数	石綿肺がん 労災認定数
2005年度	502人	213人
2006年度	1001人	783人
2007年度	500人	502人
2008年度	559人	503人
2009年度	536人	483人
2010年度	498人	424人
2011年度	544人	400人
2012年度	522人	402人
2013年度	528人	382人
2014年度	529人	391人

◇高裁判決の意義

石綿肺がんの労災認定率は極めて低い状況ですが、その大きな原因は認定基準における医学的要件に関するハードルの高さにあると考えます。労災の認定基準として示されている「胸膜プラークが認められること」という点は、読影する医師により大きな幅があるからです。しかも、レントゲンやCT画像に胸膜プラークが映っていなくても、解剖の際に発見されるケースも多く、労災病院の医師らが発表した論文でも画像のみでプラークの有無の判断を行うのは困難であるとされています。だからこそ、今回の高裁判決が示したように、ばく露実態を重視した調査に基づき、業務上外の判断をすべきだと考えます。

また、石綿新法による時効救済事案に関しては、医証が全くないケースが想定されたため、平成18年に臨時全国労災補償課長会議において「過去に同一事業場で、同一時期に同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合や、相当高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には、本省あてに相談されたい。」との文章が配布されました。今回の高裁判決は、まさにこの考え方に沿って判断しているのであり、時効救済事案だけに限らず一般の労災事案についても同じ運用を行う必要があります。

◇「お疲れさまでした」

今回の高裁判決を受けるまでには、労災申請から10年が、裁判提訴から7年の時

間を要しました。この間、労災不支給、審査請求棄却、再審査請求棄却、神戸地裁棄却と続き、原告の苦労は誰も察することが出来ない程のものがあつたと思います。

昨年9月の結審の際、裁判長が原告に対して「長い間、お疲れさまでした。」とかけられた言葉が印象的でした。泣き寝入りせず国と闘い続けた原告の頑張り、弁護団の先生方の奮闘と、原告を支え続けた患者と家族の会の皆さんの頑張りが掴んだ勝利判決です。長い期間を要して勝ち取った今回の判決は、大変貴重な内容であり、多くの石綿被害者の救済拡大に必ずつながると確信しています。

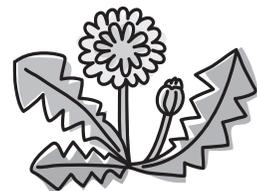
◇原告・丸本津枝美さんの想い

平成17年のクボタ・アスベスト報道により、亡くなった夫の肺がんの原因は石綿ではないかと考え、アスベストセンターへ電話したのが最初のきっかけでした。喫煙しない夫が、主治医からの告知の際に、「造船所で働き、同僚にじん肺者がいた」と話したことを思い出したからです。

遺族補償給付の請求をしましたが不支給決定通知が届き、労基署からは「レントゲン画像でプラークが認められないから」と説明を受けました。患者と家族の会の会員となり、石綿問題と向き合うにつれ、厳しい認定基準で被害者が切り捨てられる現実を知り、自分だけの問題ではないと気持ちの変化がありました。しかし、周囲の方にご迷惑をおかけしているとの思いで落ち込み、多忙な古川会長さんに電話し、気持ちを立て直したことも多くありました。

平成20年10月に神戸地裁に提訴しましたが、多くの方に助けていただきました。5年もの裁判の結果、判決は棄却となり、悔しかったです。すぐに「控訴を」と口にしましたが、一人になりこれ以上皆様にご迷惑をかけて良いものかと落ち込んだものです。ところが弁護士の先生方の石綿裁判への情熱と闘志に接し、元気に頑張ることが私の立ち位置だと自分に言い聞かせてきました。

弁護士の先生方始め、支援団体、夫の会社のOB有志の方、患者と家族の会の皆さま、お一人お一人の力の結集で、今回の判決を勝ち取れたと思っています。感謝一杯です。皆さまのご支援で頑張れ、この日を迎えられることに心から感謝致し、お礼申し上げます。これからの私は健康管理に努め、応援する側で頑張りたいと思っています。



伐木作業の安全対策で 初めてのガイドライン

林業はダントツの災害多発業種

林業が労働災害多発業種であることはよく知られている。産業別死傷年千人率（休業4日以上）をみると、全産業で2.1のところ、林業では27.7となっている。2番目が鉱山で24.0、3番目が漁業で15.7だからダントツのトップということになる。（2011年、労働者災害補償保険事業年報、労災保険給付データにもとづく。年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、死傷者数を平均労働者数で割り1,000を乗じたもの。）

死亡者数をみても、一番新しい昨年で37人、2014年で42人とここしばらく40人前後で推移している。ただ林業に従事する労働者数は減少の一途をたどり、1970年当時約26万人だったのが、2013年で67,675人にまで減少しているなかでの数字である。

このように多発し続けている林業の労働災害を分析すると、2006年から2015年の死亡災害455件のうち伐木造材が291件（64.0%）、集運材が85件（18.7%）となっていて、中でも伐木は267件（58.7%）と林業労働災害の傾向は、はっ

きりしているといえよう。

もちろん労働安全衛生法令上も林業分野の規制はたくさんある。労働安全衛生規則は第8章に「伐木作業等における危険の防止」の条文が並んでいるし、つい最近の2014年には高性能林業機械の普及にともない、「木材伐出機械等」と題した新たな章も設けられた。

大した対策がなかった伐木作業

しかし、これらの死亡災害の状況を調べてみると、斜面上の立木をチェーンソーによって伐倒する作業の最中に起きているわけで、作業そのものの対策がなければ効果が上がらないといえるだろう。

実際、伐木作業についての労働安全衛生規則の条文は次の通りとなっている。

（伐木作業における危険の防止）

第477条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第479条において同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一 伐倒の際に退避する場所を、あらか

じめ、選定すること。

二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。

三 伐倒しようとする立木の胸高直径が40センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(伐倒の合図)

第479条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行なう場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下本条において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行なわせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

この他に規制としてあげられるのは、安全衛生教育の規制、それにチェーンソーの規格に関するものだけである。多発する死

亡災害に対して、「かかり木の処理の作業」のガイドライン（2002年）が策定されたりしたことはあるが、もっと技術的基本となる伐採の作業そのものにどのように対処するかについては、せいぜい特別教育等のテキストに触れられている程度のことであった。

したがって、行政通達も含めて「木を伐採する」という昔から行われてきた作業に対する詳細な規制については、この労働安全衛生規則の2つの条文以外にはないことになる。

そのような中で、はじめて示された伐木作業の安全対策についてのガイドラインが昨年12月に公表された「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」だ。

初めて記述された伐木の安全対策

内容をみると、これまでチェーンソーといえば振動病対策に関わる対策、キックバックを防ぐ取り扱い上の対策など直接的なものだけだったが、今回の対策は、伐木作業そのものの手順に沿ったものなどより具体的なものとなっている。

たとえば「基本的伐倒作業」については次のように記述している。

ア 伐倒作業は、正しい受け口切り及び追い口切りによって、つるを正しく残し、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。

イ 受け口切り（図2参照）

以下の手順により受け口を切ること。

- (ア) 必要に応じて、根張りを切り取る。ただし、空洞木、腐朽木、傾き木等については切り取らないこと。
- (イ) 受け口の下切りの深さが伐根直径の1/4以上となるように水平に切ること。なお、胸高直径が70センチメートル以上の立木の場合は、1/3以上となるようにすること。
- (ウ) 受け口の斜め切りは、下切りに対して30度から45度までの角度で行うこと。このとき、下切り及び斜め切りの終わりの部分を一致させること。
- (エ) 斜め切りを先に行い、その後下切りを行うこともできること。その際、下切りを斜めに切り上げることによって受け口の角度をより広くすることは問題がないこと。

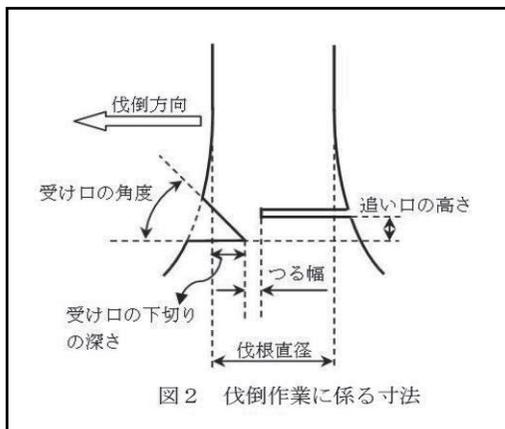


図2 伐倒作業に係る寸法

ウ 追い口切り (図2参照)

- (ア) 追い口切りは、受け口の高さの下から2/3程度の位置とし、水平に切り込むこと。
- (イ) 追い口切りの切込みの深さは、つ

る幅が伐根直径の1/10程度となるようにし、切り込みすぎないこと。

<後略>

これまで現場での作業者自身が先輩から伝え聞いてきた必須の手順が、初めて行政通達の文書に活字となって表れたということになる。もちろん伐倒の際の安全な方法は、それぞれの現場で千差万別であり、地形や樹種、形状などの要素に加え、従来からある技法のうちどれを取り入れるかによって安全の度合いの異なってくるという問題もある。その点についても、このガイドラインでは参考として諸外国での伐倒方法についての紹介も加えている。

多発する林業の労働災害対策としては画期的な内容といえるが、言い換えればなぜこれまで具体的な伐倒方法へ立ち入った規制が行われてこなかったのかということにもなる。同様の問題は、たとえば刈払機作業の規制についても作業方法をめぐる対策は何も策定していないという点で今後の課題といえるだろう。

まずはこのガイドラインの効果を注目したい。



連載 それぞれのアスベスト禍 その59

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

家族にとっての緩和ケアとは

春の足音が聴こえそうな、東北の仙台市に行ってきた。中皮腫患者C子さんとその妹のR子さんに会うため、早朝から飛行機で関西空港を飛び立ち、帰宅したのは23時を廻っていた。自分の年齢を考えるとかなり厳しい行程だった。しかしなぜか心地よい疲労感に浸りながらの帰宅だった。

右胸膜中皮腫で入院しているのはC子さん。先日49歳の誕生日を迎えた。発症したのは48歳だった。昨年、宇部医療センターの岡部先生の紹介により妹のR子さんと連絡を取りはじめ、一度仙台に訪問しているがその時は姉のC子さんには面会していなかった。昨年Cさんは病状が進行し、それまでかかっていた大学病院から「緩和ケア」を勧められて、現在の入院先である「光が丘スペルマン病院」の緩和ケア病棟に入院した。

今回私が訪問するきっかけになったのはR子さんからの切実な訴えによるものだった。「姉は痛みが酷くて、硬膜外鎮痛法（脊髄硬膜外腔にカテーテルを留置し、鎮痛薬を持続注入。鎮痛薬が脊髄に直接作用し、運動機能を傷害せずに強力な効果を現す）を勧められています」と電話があった。し

かし会話の最後に私がR子さんに言った言葉は「私は医者ではないので、お話を聴くことしかできません」という一言だった。もちろんその言葉を発するまえにはかなり長い時間のやり取りがあった。しかしどんな会話をしていてもR子さんの心が落ち着けるような会話には結びつかなかったのだ。いくら医療的なことを尋ねられても私の知識や立場では、彼女が期待する言葉は何も引き出せない。「何か」を期待して電話してきたR子さんだが、私の最後の言葉にはしばし無言が続いた。

R子さんは積極的な方で、宇部医療センターの岡部先生を訪問してセカンドオピニオンを受け、聖路加国際大学の長松康子先生にも幾度となく電話やメールで相談していた。アスベストセンター東北の担当若尾形海子さんもかなり細かく対応している。そのような中で…きっと「最後に」私に電話がかかってくるというパターンがこの一年近く続いていた。

しかし「今回は違う」と、電話を切ったあとで私は心の中に残ったしこりの様なものを感じていた。これでよかったのか、と自問自答した。そして直後に「会いに行こう」と決意した。今後遺されるR子さんの人生のためには、最愛の姉であるC子さんをしっかりと見送るための心の準備が必要



光が丘スペルマン病院 HP から

されました。現在でも多くのボランティアが内外から緩和ケア内科を支えて下さっており、「地域との連携」という 21 世紀の理想の医療モデルとしても注目されています。

だった。その準備ができないから苦しんでいるのだ。

これもまた緩和ケアのひとつである。患者を見守る家族のケア無くして、患者自身のケアはあり得ない。

訪問した病院は仙台市内にある「光が丘スペルマン病院」だ。以下病院のHPからの抜粋でご紹介したい。

あなたの尊厳を守り

あなたの全てを受け入れ

あなたに奉仕させていただきます

治癒不可能な疾患の終末期にある患者さんとご家族のクオリティ・オブ・ライフ（生活の質、生命の質）の向上のために、ホスピスケアは、さまざまな医療の専門職が協力して作ったチームによって行われます。

病気を治すための治療は行ないませんが、身体や精神的な苦痛の緩和を積極的に行ない、患者さんが最後まで一日一日をその方らしく送っていただくお手伝いをいたします。

<医師からの一言>

当施設は、市民グループ「ホスピス設置を願う会」の長年にわたる積極的な活動が実を結び、平成 10 年 5 月宮城県では初めての緩和ケア病棟（ホスピス）として開設

緩和ケア内科では病気を治すための治療は行いませんが、痛みなどのつらい症状については積極的に緩和を行います（緩和医療）。同時に心のケアにも重点をおき、病の苦しみと闘うだけの日々から心身ともに解放され、その方らしく生きていただけるように、スタッフ一同がお手伝いさせていただきます。

姉が同病院に入院できた時は、R 子さんから喜んで電話があった。しかし先日の電話では「思ったほどではなかった」という期待外れの言葉が返ってきた。その理由は、ただひとつ「痛みの症状が改善しないから」だ。中皮腫の進行に伴い最近痛みも酷くなっている。病院からは硬膜外鎮痛法が提示されたが、決断するには勇気が必要だった。そこで「R 子さんの背中を押そう！」と尾形さんを誘って面会にいった。

ゆったりとして半個室（といっても、入り口で別れるのでほぼ個室）の病室は外観もよく、桜の木が早くも芽をつけていた。

C 子さんは寝たままだが会話に支障はなく、やせ細った顔も笑みを浮かべて私たちを迎えてくれた。体調のことなどしばし話が弾んだところで…切り出した。「ところでお仕事は美容師さんでしたね。そのころ

のお話をすこし」と。

嫌な顔もしないで美容学校卒業後からインターン時代の作業を話しはじめたC子さんに、私は安心した。今回の訪問目的のひとつが、C子さんの石綿ばく露原因を探ることだったから。その瞬間、私の背後にいる尾形さんの顔は見えなかったが緊張感が伝わってきた。会話が始めるとノートを出してメモをしている気配がした。C子さんは美容師を10年間、その後はボディケアの関係の仕事をしていた。私の予測が当たっていたら、きっと美容師の時代に石綿を吸っていると思う。

訪問予定の時間を超しての、聞き取りにも頑張ってくれたC子さん。再び会える日があることを願いながら病院を後にした。

帰りの機内で一日の出来事を振り返って

いたら片岡さんの言葉を思い出した。「早く行け、すぐ行け!」。患者さんがいると伝えると片岡さんは大きな声でそう言った。その言葉が今も私を動かしているような気がする。

今回の患者さんはR子さんだったかもしれないが、もしかすると意外な展開になるかもしれない。今後はC子さんの労災認定を巡って尾形さんの奮闘を期待している。

R子さんたちは父親を数年前に亡くし、母親と姉妹の3人で寄りそって生きてきた。その3人の女性が抱えている大きな悲劇。きっと誰かに背中を押してほしくなる時がある。他の事例でも幾度となく直面した状況だ。

患者と家族の会の役割はそこにも大きな意義があった。

岩波新書 アスベスト 広がる被害

大島秀利 (毎日新聞社編集委員)

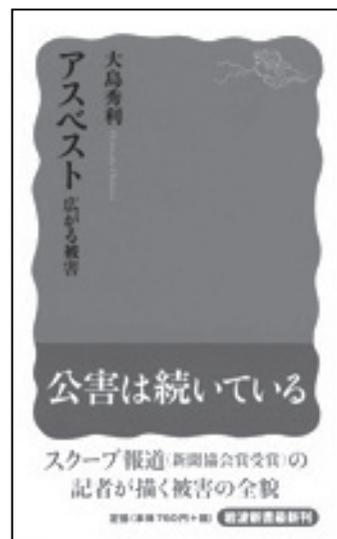
公害は続いている

2005年6月、兵庫県尼崎市でアスベスト公害が起きていることが発覚し、「アスベストショック」が日本列島を襲いました。それから6年が経ち、アスベスト問題が報じられる頻度は少なくなりましたが、いまでも被害者の方々が増えており、私たちがアスベストを吸う危険も残されています。

なぜ対策が遅れているのでしょうか。これからどうするべきなのでしょうか。本書では、被害者の声を紹介しながら、この問題について考えていきます。

著者は「アスベストショック」のきっかけとなった記事を報じた毎日新聞の記者です。どのような経緯で取材が進められていったのか、報道の裏側についても詳しく述べられています。(新書編集部)

価格：820円 岩波書店



韓国からの ニュース

■富川地域の電子部品業者で派遣労働者4人が集団失明の危機

雇用労働部によると京畿道・富川（プチョン）市の二つの電子部品製造業者で、4人の労働者がメチルアルコールの急性中毒で視力を損傷する事故が発生した。

いずれも29才の男性労働者と女性労働者は、両目が失明する危機状態にある。女性労働者を診療した医師からの通知によって事故を確認した労働部は、A業者に臨時健康診断命令を出し、別の20才の男性労働者にも異常症状があるということを確認した。1月28日には、近くのB業者で働く25才の男性労働者が、左目失明、右目の視力損傷の判定を受けた。

これらの労働者は、アルミニウムを切削する過程で発生する熱を冷ますために使う高濃度のメチルアルコールの蒸気を吸入して、災害にあったと推定される。

メチルアルコールは引火性の液体で、高濃度にばく露すると頭痛と中枢神経系の障害を誘発し、ひどければ視力を失うこともある。A業者とB業者は産業安全保健法で義務化されている局所排気装置を設置しないまま作業をさせ、労働者にマスクも支給していなかった。

被災労働者はすべて正規職でなく派遣労働者だ。労働部の関係者は「不法派遣について調査中」と話した。労働部は事案の重大さを勘案して、これらの業者に作業中止命令と共同の作業環境測定と臨時健康診断の命令を出した。

1月25日からは、これら業者と作業工程が似ている近隣の8事業場に対する安全保健監督を実施し、この内5ヶ所には臨時健康診断命令を出した。2016年2月5日 キム・ハクテ記

者

■相次ぐ地下鉄・有害物質事故は危険業務を外注化したせい

4・16連帯安全社会委員会と民主労総、パノリムなど21の労働・市民・社会団体が構成された「重大災害企業処罰法制定連帯」は声明を出し、「安全業務と有害危険業務の外注化を禁止し、重大災害企業処罰法を制定せよ」と要求した。

この団体によれば、今年3日に地下鉄1号線のソウル駅で、81才の女性が電車の扉に挟まったカバンを取ろうとしてスクリーンドアと電車の間に挟まり、7M引きづられて線路に落ちて死亡した。翌日には、サムソン電子の下請けの携帯電話部品業者で働いた20代の労働者4人が、メチルアルコールの急性中毒で視力を失う事故が発生したが、「二つの事件は費用削減の論理と外注化によって起きた事件」で、「同じような事件が毎年繰り返されている」。

2013年に聖水（ソンス）駅でスクリーンドアを修理していた下請け労働者が、列車に轢かれて死亡した。2014年には梨水（イス）駅で82才の女性が列車とスクリーンドアの間で身体が挟まったまま28M引きずられて亡くなった。昨年は江南（カンナム）駅でスクリーンドアを修理していた28才の下請け労働者が、列車とスクリーンドアに挟まれて命を失った。

この団体は「事故が繰り返される原因として、事故発生の危険を高めている規制緩和の問題が指摘されていない」と批判した。人員削減や一人乗務、駅舎の無人化、整備と点検周期の延長、外注委託を、代表的な規制緩和の事例として提示した。「地下鉄事故の構造的な原因を糾明し、責任者を処罰しなければならない」と強調した。2016年2月15日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■大法院「業務ストレスによる自殺は労災」

大法院 1 部は、教師 A さんの妻が「自殺した夫の補償金を支払え」と、公務員年金公団に起こした訴訟で、原告勝訴の趣旨で事件をソウル高等法院に差し戻した。中学校教師であった A さんは学校暴力に関連した業務でストレスを受け、2012 年 9 月に学校のトイレで自ら命を絶った。A さんは自殺直前に、周辺に業務負担と自己恥辱感を訴えていた。

大法院 1 部はこれと同じ時期に自殺したコンドミニアム職員の B さんの夫人が、勤労福祉公団に起こした訴訟で「遺族給与と葬儀費用を支給せよ」という趣旨で事件を高法に差し戻した。B さんは客室部に発令された後、個人用の机もなく、500 室を越える客室の維持管理業務を抱え込んだ。職場の上司の侮蔑的な言辞も B さんを困らせた。2010 年 8 月にコンドミニアムの会員から叱責と悪口を聞いた B さんは、休暇を取って同僚と酒を飲んだ後、コンドミニアムの客室で自ら命を絶った。2016 年 2 月 15 日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■勤労福祉公団、サムソン半導体の「卵巣癌」職業病認定の判決に控訴

サムソン半導体の労働者の卵巣癌を職業病と認定した法院の判決に、勤労福祉公団が控訴した。サムソン職業病の被害者は「勤労福祉公団の控訴は無責任で、被害者を終わりのない苦痛に追い詰める」と反発している。

半導体労働者の健康と人権守り(パノリム)によれば、勤労福祉公団は、サムソン半導体の労働者であった L さんの卵巣癌を職業病と認定したソウル行政法院判決に対する控訴状を提出した。先月 28 日、ソウル行政法院は、L さんが異例な年齢で卵巣癌に罹り、有害物質に持続的に曝露し、夜昼間交代勤務を永くしてきた点をあげて、L さんの卵巣癌を職業病と認定する判決を行った。

法院は「医学的な原因が正確に明らかにならなくても、劣悪な状況にある労働者に不利な判

断をしてはいけない」という趣旨で、卵巣癌を産業災害と認定した。当時、法院は勤労福祉公団が依頼して実施した疫学調査で、L さんが働いた当時、有害化学物質の濃度、空気中の有害因子などに関する作業環境測定を実施していなかった事情を考慮して「卵巣癌と L さんの勤務環境との関連性は低い」という疫学調査の結果を受け容れなかった。2016 年 2 月 19 日 人民の声 オ・ミンジャ記者

■韓国タイヤの元・下請け労働者が集団労災申請

韓国タイヤで働いた後、癌や多発性神経病に罹った元・下請け業者の労働者が、勤労福祉公団に産業災害を申請した。これらは「生産工程で有害物質にばく露して職業病に罹った」として、雇用労働部長官に、韓国タイヤの工場の疫学調査を要求する内容の陳情書を送った。

公団の大田(テジョン)地域本部に労災を申請した労働者は 4 人。韓国タイヤの協力業者所属の K さんと韓国タイヤ所属の J さんは、大型タイヤのフィルムを作る工程で仕事をした。23 年間韓国タイヤで働いた J さんは、2014 年 7 月にアルツハイマーと診断され、K さんは同年 3 月、多発性神経病と診断された。勤続期間は 16 年だ。

元請け業者所属の L さんは同年 10 月、悪性滑膜肉腫癌の判定を受けた。彼は韓国タイヤ錦山(クムサン)工場の検査工程で働いた。2009 年に高安動脈炎の判定を受けたパク・ウンヨン労災協議会委員長は、有機溶剤を使用して不良タイヤを解体する仕事をしていた。

協議会は「作業工程で取り扱った複合有機溶剤 HV-250 には、ベンゼン・トルエンといった有害物質が含まれて」おり、「労働者が有害物質に曝露して職業病に罹った」と主張した。

高麗(コリョ)大医療院・安山病院は、労災申請者に送った業務関連性評価書で「K さんの場合、多発性神経病の発病経緯と累積曝露量

を推定することは難しいが、有機溶剤と傷病発生の関連性は排除し難い」とした。

協議会は労働部と公団に疫学調査を申請した。パク・ウンヨン委員長は「2008年以降で韓国タイヤの労働者38人が死亡し、昨年も労働者1人が白血病で亡くなった」とし、「職業病が集団的に発病し、死亡に至った関連性を確認するために、公正で科学的な疫学調査を実施しなければならない」と訴えた。2016年2月23日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■ 高圧線保守電気工が次々白血病に

建設労組電気分科委員会が、配電業務と職業性癌の業務関連性を糾明するために実態調査を行っている。昨年一人の組合員が白血病で死亡したのに続き、最近、全南（チョンナム）地域の組合員の中に、白血病を疑われる患者3人が追加発生した。電気工は2万2千ボルトの高圧電流を扱う。

電気分科委は「電気工の組合員に対する実態調査によって、電磁波のばく露と癌疾患の関連性を証明する根拠作りをする」とした。分科委によれば、組合員Cさん（死亡当時54）は昨年5月に白血病で闘病中に死亡した。Cさんは韓国電力の協力業者の所属で、順天（スンチョン）地域で25年間、配電設備の保守業務に従事した。Cさんを治療した全南大病院の担当医師は分科委に、「低周波による白血病が疑われる」と話した。

分科委は昨年7月、勤労福祉公団麗水（ヨス）支社に労災を申請した。公団は昨年11月に疫学調査をすることを決め、公団から疫学調査の依頼を受けた産業安全研究院が疫学調査を準備中だ。

これとは別個に、分科委は昨年末、光州（クァンジュ）勤労者健康センターと一緒に光州・全南地域の組合員500人を対象に血液検査を実施した。組合員3人の白血球の数値が基準値よりも低いと分かった。これらは朝鮮大病院で骨

髄検査を受けた後、治療を受けている状態だ。分科委は先月から電気工の組合員2500人を対象に、癌で亡くなったり闘病中の者が更にいるかを調査している。

分科委は実態調査の結果が出れば、業務関連性を検討して追加で労災を申請する計画だ。また疫学調査の結果が出次第、高圧電気が流れる状態で作業をする活線作業廃止の根拠として利用する方針だ。2016年2月25日 毎日労働ニュース ク・テウ記者

■ また、メチルアルコール中毒、政府の監督行政に穴が開けられた

京畿道・富川に続いて、仁川（インチョン）でもまた一人の派遣労働者が被害にあった。被災労働者は視力の異常症状はもちろん、脳損傷の症状まで示している。しかも該当の業者は、今月雇用労働部の緊急点検を受けたのに、メチルアルコールを引き続き使ったことが確認された。政府の監督行政の弱点が明らかになった。

労働部によれば、仁川の南洞（ナムドン）区にある携帯電話の部品業者で働いた女性派遣労働者Aさん（28）が、17日からメチルアルコール急性中毒の症状を見せ、重症患者として入院治療を受けている。脳痙攣・脳損傷・視力異常症状があり、意識が混濁している状態だ。

労働部は今月22日、Aさんを治療した富川のある病院からメチルアルコール中毒の疑いのある事例を通知されて、災害発生の事実を確認した。Aさんも富川地域の派遣労働者のようにアルミニウム切削のためにメチルアルコールを使ったと分かった。

この業者は富川で4人のメチルアルコール中毒が確認された後、中部地方雇用労働庁の緊急点検を受けたが、監督の当日だけ作業を中止し、「昨年末から切削溶剤をエチルアルコールに替えた」と、監督官に虚偽の陳述をしたことが確認された。2016年2月26日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者（翻訳：中村 猛）

2月の新聞記事から

2/2 長野県軽井沢町で15人が死亡したスキーバス転落事故で、国土交通省は計33項目の道路運送法などに違反したとして、バス運行会社「イーエスピー」に対し貸し切りバス事業の許可を取り消す処分案を通知した。19日に聴聞を実施し月内に正式に処分を決める方針。処分が確定すると、同社役員らは2年間、事業許可を取ることができない。

2/3 海上自衛隊呉基地（広島県呉市）に停泊中の潜水艦で男性2等海尉（42）が拳銃自殺を図ったのは、上司による暴行と海自の不適切な対応が原因として、2尉の両親が国を相手に3500万円の損害賠償を求める訴訟を山口地裁に起こした。2尉は上司から殴る蹴るなどの暴行を受けうつ病を発症。2013年9月、当直勤務中に拳銃自殺を図り、寝たきりとなった。

2/8 2011年に自殺した岐阜市の30代男性職員について、地方公務員災害補償基金岐阜県支部は、勤務先だった岐阜市民病院での長時間労働や上司の指導が自殺の原因と判断し、公務災害と認定した。男性は病院の改築などに伴い月100時間を超える時間外労働を強いられ、上司の高圧的な叱責を受け続け、うつ病を発症し11年3月ごろ自殺した。

2/12 愛知県内の社会保険労務士が「社員をうつ病に罹患させる方法」などと題した文章をブログで公開した問題で、厚生労働省は、この社労士を業務停止3カ月の懲戒処分にした。継続的に不適切な内容を発信したことでの処分は初めて。

2/13 千葉県鎌ヶ谷市の市消防本部中央消防署員の男性3人が若手署員ら少なくとも8人に対し、過去4～5年間にわたり、暴力を繰り返していたことが分かった。市消防本部は調査結果がまともらしい、職員を処分する方針。3人は同署の係長、主査、主任。

2/16 東大阪市消防局中消防署に勤務する20代の男性消防士が今月初旬、内部の宴会で先輩2人から暴行を受けていたことが分かった。消防士は頬の骨を折る重傷。市消防局は日常的ないじめがあった疑いがあるとみて調査している。

2/20 関西電力は再稼働を目指す高浜原発4号機（福井県高浜町）の原子炉補助建屋で、微量の放射性物質を含む1次系冷却水が漏れたと発表。水漏れは計約34リットル、放射性物質の総量は6万ベクレルとみられるという。高浜4号機は21日から起動試験を始め、26日にも再稼働する見通しだった。

2/21 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」は、長野市でアスベスト被害相談会・ホットライン

を開催した。被害者への補償や救済の促進、情報提供などが目的。

2/23 厚生労働省が若者を使い捨てにする「ブラック企業」に対して昨年11月に行った集中取り締まりの結果、法令違反が疑われた5031事業所のうち7割以上の3718事業所で残業代未払いなどの違法行為が見つかった。

ストレスで休職後、職場復帰の支援を受けられず鬱病を発症したとして、兵庫県内の元契約社員の女性（48）が、「ワコール」（京都市）に損害賠償を求めた訴訟の判決が京都地裁であり、裁判長はワコールに110万円の支払いを命じた。職場復帰について「法的義務とまでは認められない」と退けた一方、医師から止められていたにもかかわらず、上司が面談したことは安全配慮義務違反にあたるとした。

2/24 原子力規制委員会は定例会合で、運転開始から40年を超えた関西電力高浜原発1、2号機（福井県）が新規規制基準に適合しているとする審査書案を了承した。事実上の審査合格で、運転開始から40年を超える老朽原発では初めて。

自殺を未然に防ぐための計画策定を新たに地方自治体に義務付ける自殺対策基本法改正案が、参院本会議で全会一致により可決された。今後衆院で審議し、今国会で成立の見通し。改正法案は、国だけに義務付けていた自殺対策の計画を、全ての都道府県と市町村が策定するよう定めている。

2/25 発がん性物質「オルトートルイジン」を扱う福井県の化学工場から従業員ら5人がぼうこうがんを発症した問題で、新たに従業員1人がぼうこうがんと診断されたことが分かった。工場側が22日に厚生労働省に報告した。発症したのは50代の男性。

2/26 1954年に米国が太平洋ビキニ環礁で行った水爆実験で被ばくしてがんなどを発症したとして、高知県などの漁船の元船員や遺族計10人が、船員保険の適用を申請した。申請者は高知県室戸市などの漁船7隻に乗っていた元船員6人と遺族4人。元船員らはがんや心筋梗塞、白血病などを発症した。

2/29 2006年に西東京市の市立小学校に勤務していた新任の女性教諭（25）が自殺したのは過重労働が原因として、遺族が地方公務員災害補償基金を相手に、公務災害と認めなかった処分の取り消しを求めた訴訟の判決で、東京地裁は公務災害と認めて処分を取り消した。裁判長は「学校の支援が十分でなく、自殺の原因は公務で発症したうつ病」と指摘した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259